

資産税課長

オンライン参加可能

資産評価審査委員 殿

税務課・税制課長

一般社団法人 日本経営協会
理事長 引野 隆志

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

地方自治体における
固定資産の評価と審査の法律実務

<令和6年8月5日(月)・6日(火)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年地方税の主要税目の一つである固定資産税について、改めて固定資産の保有者の関心が高まってきております。とりわけ近年は、土地に限らず家屋についても、行政庁にとって容易ではない不服申立や訴訟が増え、注目すべき評価に関する違法判決や審査手続の違法判決が出ています。

そこで、本セミナーでは、土地・家屋の評価に関する新たな問題点や最新の判例を題材に、固定資産評価に関する最新の法律知識と審査業務のあり方について習得していただきます。

時節柄、公務ご多忙の折りとは存じますが、関係各位の方々のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：令和6年8月5日(月) 13:00～17:00
8月6日(火) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：弁護士 川上 俊宏氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
(東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31
住友不動産新宿南口ビル 13階)
[オンライン参加] ZoomによるLive配信

参加料：会員(1名) 34,100円(税込)
(負担金) 一般(1名) 37,400円(税込)

申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。ただし、オンライン参加の場合は、講座テキスト資料の到着後のキャンセルについては参加料100%を申し受けます(講座1週間前程度から発送開始)。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

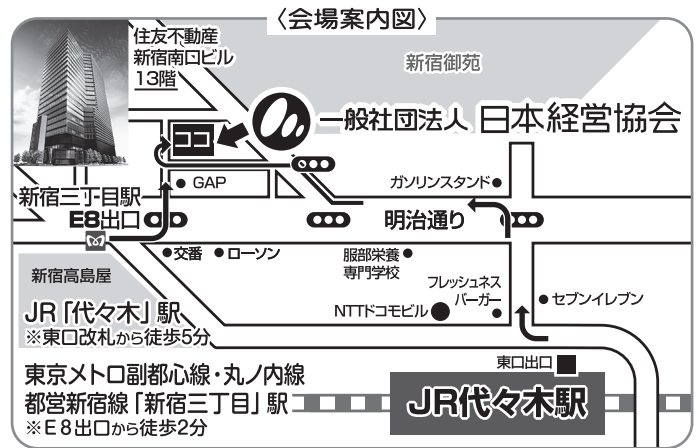
- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)



本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

TEL(03)3403-1891(直) FAX(03)3403-1130

E-mail: tks@noma.or.jp URL http://www.noma.or.jp

▶プログラム◀

第1 登録価格に対する違法性の判断枠組み

第2 茅沼最高裁判決

(平成15年6月26日)の意義

- 1 いつの時点の価格か
- 2 実務の運用と条文の文言との齟齬
- 3 「適正な時価」とは
- 4 客観的な交換価値とは何か
収益還元価格は客観的な交換価値か
7割評価と客観的な交換価値の関係
- 5 登録価格が客観的な交換価値を上回っている場合
全部を取消すのか一部を取消すのか

第3 評価基準等による評価と「適正な時価」

- 1 評価基準等による評価と
「適正な時価」との関係
- 2 客観的な交換価値の算定
競売における売却基準価額
不動産鑑定評価額

第4 府中市最高裁判決

(平成25年7月12日)の意義

- 1 事案の概要
- 2 原判決の違法性の判断枠組み
- 3 最高裁判決の違法性の判断枠組み
- 4 あてはめの誤りについて
なぜ違法なのか
府中市判決で初めて示された違法性の判断枠組みか

第5 審査の申出において主張しなかった事由の新たな主張の可否

(最高裁令和元年7月16日判決)

第6 登録価格の違法性が争われた事例(土地)

- ・標準宅地の不動産鑑定評価額の妥当性(取引事例の選択は適当か、事情補正、個別的要因の補正、地域要因の補正等は適当か等)が争われた事例
- ・建築基準法42条1項3号所定の道路に該当するかが争われた事例
- ・地目について「宅地」と認定したことが適当かが争われた事例
- ・普通商業地区を併用住宅地区と認定したことが重大な錯誤にあたるといえるかが争われた事例
- ・不整形地補正をしないことが適当か争われた事例
- ・所有者の異なる隣接する2筆の土地を一画地として評価すること及びその評価方法が争われた事例etc.

第7 登録価格の違法性が争われた事例(家屋)

- ・建築当初の評価に誤りがあったことを主張できるかが争われた事例
- ・評価基準に規定のない資材についての評価が争われた事例
- ・複合用途、複合構造等の経年減点補正率の適用が争われた事例
- ・需給事情による減点補正率の適用が争われた事例
etc.

講師紹介

川上法律事務所 所長・弁護士
川上 俊宏 氏

早稲田大学法学部卒業
1991年東京都入職
1995年東京都退職、弁護士登録

※当日は最新の情報を反映する等、一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。
下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION